

船橋市防犯カメラ設置及び運用基準

(目的)

第1条 この基準は、船橋市防犯カメラ設置費補助金の交付に関する要綱（平成22年4月1日施行。以下「要綱」という。）に基づき、補助金の交付を受けて防犯カメラを設置する地域団体（以下「設置団体」という。）が、防犯カメラを設置及び運用（以下「設置等」という。）するために遵守すべき事項等を定めることにより、防犯カメラの設置等の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この基準において、使用する用語の意義は、要綱に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 画像 防犯カメラにより撮影され、画像表示装置により表示される画像をいう。
- (2) 画像データ 画像記録装置又は外部記録媒体に記録された画像のデータをいう。

(設置団体の責務)

第3条 設置団体は、防犯カメラの設置等に関し、個人情報及びプライバシーの保護に努めなければならない。

(設置)

第4条 設置団体は、防犯カメラの設置に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 撮影区域の1/2以上の面積が公道（不特定多数の人が通行する私道を含む。以下「公道」という。）であって、特定の個人及び建物等を監視しないこと。
- (2) 設置団体内で防犯カメラの設置についての合意を得ること。
- (3) 防犯カメラを設置する周辺の住民の合意を得ること。
- (4) 防犯カメラの設置について、道路交通法等の法令に基づく許可が必要である場合は、当該許可を得ること。
- (5) 防犯カメラを設置している旨及び防犯カメラの設置団体名を防犯カメラの設置場所又は撮影区域内の見やすい場所に視認できる方法により表示すること。
- (6) 防犯カメラの設置場所の選定にあたっては、犯罪の防止に効果的な設置に努めること。

(運用)

第5条 設置団体は、防犯カメラの運用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 防犯カメラの適正な維持管理を行うこと。

(2) 画像及び画像データ（以下「画像データ等」という。）から知り得た内容の漏えい並びに画像データのき損、滅失及び改ざんの防止その他の個人情報の適切な管理のための措置を行うこと。

(3) 防犯カメラの管理責任者及び必要に応じて操作担当者を選任すること。

（管理責任者及び操作担当者の責務）

第6条 管理責任者は、防犯カメラ及び画像データ等の適正な運用を行わなければならない。

2 操作担当者は、管理責任者の指揮監督の下に防犯カメラを操作しなければならない。

（画像データ等の取扱い）

第7条 設置団体は、画像データ等の取扱いについて、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 管理責任者及び操作担当者以外の者は、防犯カメラを操作してはならない。

(2) 画像記録装置及び画像が記録された媒体は、施錠により防護された場所に設置すること。

(3) 画像データの保存期間（重ね撮りする場合は、上書きするまでの期間をいう。）は、原則として14日以内とすること。

(4) 保存期間が過ぎた画像データの消去及び画像が記録された媒体の廃棄は、确实、慎重に行い、その旨を記録すること。

(5) 画像データを編集し、又は加工することなく、撮影時の状態のまま保管すること。

(6) 画像データを複製した場合は、その旨を記録すること。

（利用及び提供の制限）

第8条 設置団体は、画像データ等を利用及び提供してはならない。ただし、次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令に基づく照会等を受けたとき。

(2) 捜査機関から犯罪捜査の目的のため、文書により提供を求められたとき。

(3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 本人の同意に基づき利用し、若しくは提供するとき、又は本人に提供するとき。

2 前項ただし書の規定により、画像データ等を利用し、又は提供するときは、管理責任者が立会人のもとで行い、かつ、次に掲げる事項を記録し、保存しなければならない。

(1) 利用・提供日時

(2) 利用・提供目的

(3) 提供先

(4) 利用・提供する画像の範囲

（苦情の処理）

第9条 設置団体は、防犯カメラの設置等に関する苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(設置・運用規程の策定)

第10条 設置団体は、この基準の内容に基づき、次の事項に関する規程を策定しなければならない。

- (1) 防犯カメラの設置目的
- (2) 防犯カメラの設置場所、設置台数及び撮影範囲
- (3) 防犯カメラの運用に関すること。
- (4) 管理責任者及び操作担当者
- (5) 画像データの取扱いに関すること。
- (6) 画像データの利用及び提供の制限に関すること。
- (7) 苦情処理に関すること。
- (8) その他必要な事項

(報告)

第11条 設置団体は、市長から防犯カメラの設置等に関わる報告を求められたときには、これに応じるよう努めなければならない。

附 則

この基準は、平成17年11月22日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年6月8日から施行する。